

[事案 26-133] 契約内容遡及変更請求

・平成 27 年 6 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

銀行窓口にて、適切な商品を勧奨しなかったこと、勧奨した商品のデメリットを説明しなかったことを理由に、契約内容の一時払終身保険への変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 6 月に契約した変額年金保険について以下の理由により、契約時に遡及して、一時払終身保険へ契約内容を変更してほしい。

- (1) 銀行員（募集人）に「財産の一部を子どもに残したい」と加入目的を伝えしたが、変額年金保険だけを提示された。
- (2) 本件契約の商品は、契約後 10 年間は「死亡給付金受取人」に死亡保険金が支払われるが、年金支払開始日以降は、受取人に死亡保険金としてお金を残すことができなくなる。
- (3) 契約時、一時払終身保険も取り扱っていたにもかかわらず、銀行から提案された商品は変額年金のみであり、知識や情報量に限りのある個人に対して、加入目的に応じた適切な商品提示や、契約時に「死亡保険金受取人が期間によって変わる」との説明がなされなかったもので、

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、例表等を用いて契約概要を、日をおいて複数回にわたって申立人に説明しており、申込時においても行内ルールに沿って、配偶者の同席やオーバーナイトルールを適用している。
- (2) 申立人の商品への理解度は問題なく、申立人のニーズには保険料の原資となる資金の「資産運用」も含まれていたことを考慮すると、本件契約は「資産の運用」と「申立人の子どもに財産を残したい」という、申立人の両方の目的を満たすものであり、ニーズを踏まえた適切な募集がされている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集行為の不適切性の有無やニーズ(加入目的)の把握方法等の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の際、募集人に説明義務違反があったことや申立人が錯誤に陥っていたことは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

申込みにあたって申立人が募集人に告げた加入目的については争いがあるところであるが、併存的であっても、申立人から、「財産の一部を子どもに残したい」という目的を告げられていたのだから、募集人としては、運用目的の面からは変額年金保険に劣るにせよ、その目的により適う商品である一時払終身保険の提示もしておくことが、あるべき募集手続である。

<参考>

○契約の際、募集人に説明義務違反があったことや申立人が錯誤に陥っていたことは認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 申立人からは、簡易保険の満期金の運用目的と併せて、相続における財産の配分を考慮し、子どもに残したいとの意向を示されてはいたが、後者が前者に優先するとの話はなかった。また契約の内容については設計書、「特に重要なお知らせ」等の募集資料にもとづき、配偶者同席のうえで説明し、高齢者に対するオーバーナイトルールも適用し、申込日を説明日の翌日としている。
- (2) 相続分とは別に子どもに現金を残したいという目的から見ると、年金保険であっても、年金の支払が開始される前に申立人（被保険者）が死亡した場合には死亡保険金の全額が死亡保険金受取人である子どもに支払われるので、その目的を達することができる。
- (3) 年金の支払が開始された場合、年金支払開始時に後継年金受取人を子どもと指定しておけば、年金支払期間中に申立人（年金受取人）が死亡したときには、残存期間分の年金もしくは将来の年金現価に相当する金額が死亡一時金として子どもに支払われることになる。よって、申立人が受け取った年金を他の手段で子どもに残すことは可能であるから、運用目的との併存を考えると、このことをもって、錯誤とは評価できない。